

千葉市水環境・生物多様性保全計画（案）に対する意見及び意見への考え方

No.	頁	項目名	意見の概要	意見に対する市の考え方（案）	計画案への反映 ○：反映する －：反映しない
1	-	全体に関する事項	「千葉市の環境、生物多様性」は千葉市の行政機関として環境局が守るという強い意志が感じられない。再生可能エネルギーの開発は緑地をつぶして行うべきではなく、環境局が強く主張する点ではないかと考えます。期待しております。	いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	—
2	-	全体に関する事項	ボランティア団体においても高齢化と人手不足という問題が起きている。ボランティア活動も身体面での制約が出てくるはずで、若い人が参加できるような方策を考えていただきたい。ボランティアだけに谷津田保全の労働を頼れるのか。財政的な基盤があるならば、谷津田の保全活動をする人や団体にも支援する方策を考えていただきたい。	現在ボランティア団体に対して人材育成や資材支給等の活動支援を行っているところですが、保全活動をしていただいているボランティア団体の高齢化や人手不足などの課題については、認識しており、いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	—
3	-	全体に関する事項	計画案の中にも外来生物は増加傾向にあり、防除に取り組んでいるとあるが、谷津田の保全に対して特別な施策が盛り込まれていないように思われる。外来生物の駆除は谷津田の保全＝生物多様性の保全のためには欠くことのできない施策であり、罾の無料貸し出しだけではなく、罾の購入の補助、赤外線カメラの導入の補助などが必要なのではないか。	現在谷津田のボランティア団体に対してアライグマ等の捕獲用ワナの貸出等を行い防除に努めているところですが、アライグマなど外来生物による被害は、年々増加傾向にあり、対策の必要性を認識しており、いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	—
4	-	全体に関する事項	自然を守るためには、自然を守る人材を育て増やさなければならぬ。環境教育の重要性はいうまでもないが、いままでの環境教育は知識のみの教育に偏りがちで自然との触れ合いが少ないように思われる。「取り組みの柱3」には小学校高学年を対象に生物多様性についての出張授業を行うとあるが、中学生にも対象を広げ、幅広い学年に自然学習をするべきではないかと思う。また、大人を含めた自然観察会の開催をもっと多くいただきたい。	人材育成については自然とのふれ合いの機会を提供することも重要であると認識しており、いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	—
5	目次	目次	本編の目次に資料編に関する項目を記載していただきたい。また、表紙の次の頁から第1章の前頁までにもページ番号を記載していただきたい。	ご意見を踏まえて、目次を修正します。また、表紙の次頁から第1章の前頁までは、ページ表記は必要ないと考えますので、記載については原案のままとします。	○
6	1	第1章 策定の趣旨 1. 策定の目的	第3段落冒頭の“本市は”は“千葉市（以下「本市」と称す）”の方が市民には馴染みやすい表現だと思う。	本文で初出のため、ご意見を踏まえ、修正いたします。	○
7	1	第1章 策定の趣旨 1. 策定の目的	前計画の千葉市水環境保全計画（2017年4月改定）に生物多様性保全計画を新たに追加して作成した計画書であることが端的に分かる説明がないように思う。	1,12～13ページにおいて、本計画は生物多様性基本法第13条の生物多様性地域戦略を包含していることを説明していますので、記載については原案のままとします。	—
8	2	第1章 策定の趣旨 2. 策定の背景 (1) 千葉市における計画の策定経緯	計画書等の策定年月が西暦表記となっているが、和暦の併用表記をしなくてもよいのか。	基本的に西暦表記で統一しておりますので、記載については原案のままとします。	—
9	2	第1章 策定の趣旨 2. 策定の背景 (2) 生物多様性に関する動向	“〇年〇月に「生物多様性国家戦略」が策定されました”の〇に相当する数字は入れていただきたい。	ご意見を踏まえ、本文を修正します。	○
10	3	第1章 策定の趣旨 2. 策定の背景 (2) 生物多様性に関する動向	30by30という目標は、しっかりした決意と制度がなければ達成することはできないと思う。谷津田を保全し、生物多様性を保全して次世代の人に引き継ぐために知恵をしまわってほしいと切に願っている。	いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	—
11	13	第2章 計画の基本的事項 3. 位置付け	「千葉市環境基本計画」との関係がよくわからない。環境基本計画の基本目標に対して、当計画はどの部分を担い、目標値はどのような関係性になっているのか。「千葉市環境基本計画」策定部署は各部門が作成する施策、目標値（指標）を統括しているのか。 ※ 例として当計画には「家庭系食品ロス量」が指標として掲げられているが、環境基本計画では「市民1人1日当たりの一般廃棄物総排出量」となっている。	千葉市環境基本計画では5つの環境の柱を設定しており、本計画は、環境の柱3「自然と調和・共存し、緑と水辺の良好で多様な環境を次世代に引き継ぐ」及びその基本目標、環境の柱4「健やかで快適に安心して暮らされ続けられる環境を守る」及びその基本目標と特に関係しております。環境基本計画は、地球温暖化対策や循環型社会の構築など環境全般の施策、目標値となっているのに対し、本計画では、特に水環境や生物多様性の保全等に焦点を当てた施策や目標値を設定しております。ご意見を踏まえ、本文に追記します。	○
12	14	第3章 現状と評価 1. 千葉市の概況 (1) 位置	水辺に関しては海岸線や河川で例を示していますが、緑に関しては例がありませんので付記していただきたい。	ご意見を踏まえ、本文を修正します。	○
13	16	第3章 現状と評価 2. 水環境や生物多様性に関する現状 (1) 水環境に関する現状 ■河川・海域の分布及び概況	“北部の花見川、浜田川、草野水路は、周辺に住宅地や市街地が形成されており、河川沿いには緑地やサイクリングコースなどが整備されています”とあるが、“花見川沿いには緑地やサイクリングコースなどが整備されています”の方が適切ではないか。	ご意見を踏まえ、本文を修正します。	○
14	16	第3章 現状と評価 2. 水環境や生物多様性に関する現状 (1) 水環境に関する現状 ■河川・海域の分布及び概況	“草野水路”という名称が使われているが、「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン（2023）」においては“草野水のみち”とコラムで紹介されている。どちらが正式名称なのか。	草野水路の上流域は「草野水のみち」という愛称で呼ばれており、本計画では、評価地点の高洲橋がある水路の正式名称が草野水路であることから、記載については原案のままとします。	—
15	17	第3章 現状と評価 2. 水環境や生物多様性に関する現状 (1) 水環境に関する現状 ■水質・流量の評価地点	表3-1の河口からの距離に単位（km）を付記していただきたい。	ご意見を踏まえ、本文を修正します。	○

千葉県水環境・生物多様性保全計画（案）に対する意見及び意見への考え方

No.	頁	項目名	意見の概要	意見に対する市の考え方（案）	計画案への反映 ○：反映する —：反映しない
16	23 24	第3章 現状と評価 2. 水環境や生物多様性に関する現状 （1）水環境に関する現状 ■公共用水域（河川・海域）の水質 ②海域の水質の経年推移	図3-17及び図3-20のグラフを鮮明にしていきたい。他にも不鮮明なグラフがある。	ご意見を踏まえ、グラフを修正します。	○
17	36	第3章 現状と評価 2. 水環境や生物多様性に関する現状 （2）生物多様性に関する現状	谷津田の保全協定締結面積の現在値が61.89haとなっていますが、足し算すると61.90haになっている。	面積の単位が平米の数値をヘクタール表示した際に、端数処理の関係で合計値に違いが生じております。ご意見を踏まえ、表の下部に注釈を追記いたします。	○
18	56	第4章 施策の展開	基本理念を前計画から「水の環はくくむにぎわい輝く生命のつながりを子どもたちの未来へ」と変更しており、変更理由を前計画の課題等の4項目としているが、「なるほど」と思う内容ではない。前計画に「生物多様性」を新しく加えたことによると推察される。	基本理念については、56ページの記載のとおり、前計画の評価、社会情勢、市民からの意見、千葉県基本計画・千葉県環境基本計画を踏まえ、設定しました。社会情勢には、喫緊の課題でもある生物多様性に関する内容が含まれており、ご意見のとおり、生物多様性も影響しております。記載については原案のままとします。	—
19	56	第4章 施策の展開	前計画の構成は、基本理念、基本方針、取組みの柱、取組みの方向性であったが、新計画の構成は基本理念、取組みの柱、施策の方向性・貢献するSDGs となっており、基本方針を省略した説明が欲しい。	前計画における「基本方針」が本計画の「取組みの柱」、前計画における「取組みの柱」が「施策の方向性」として位置付けておりますので、記載については原案のままとします。	—
20	58	第4章 施策の展開 1. 基本理念	図4-1に示されている基本理念の説明をP.56に記載していただきたい。	P56については、基本理念、3つの取組みの柱、13の施策の方向性を定めた説明に関する記載となり、基本理念の詳細の説明はP58になりますので、記載については原案のままとします。	—
21	58	第4章 施策の展開 1. 基本理念	3つの取組みの柱の説明がない。また、第1と第2の柱が分野であるのに対し、第3の柱が計画実行体制であり異質となっている。第3の柱は「第5章計画を進めていくために」に統合した方がよいと思われる。そして新第3の柱は、水と生物の関わり方保全が適切と思われる。	取組みの柱については、P59でそれぞれ説明をしております。また、取組みの柱3は柱1、2を効果的に推進するための取組みをまとめており、第5章は各ステークホルダーの役割や計画の進行管理についてまとめた内容となりますので、記載については原案のままとします。	—
22	59	第4章 施策の展開 2. 取組みの柱	取組みの柱1と3の写真にタイトルあるいはキャプションを付けていただきたい。何のために掲載した写真なのか分かるようにしていただきたい。	ご意見を踏まえ、本文を修正します。	○
23	60	第4章 施策の展開 3. 取組みの柱・施策の方向性ごとの指標	目標値（指標）が示されているが、必ずしも適切なものではないのではないか。例えば、「特定外来生物の除去数」の目標値は累計捕獲数ではなく、「ゼロ」ではないか。第2次千葉県アライグマ防除実施計画（令和3年3月）には「最終的な目標は、全県における完全排除」と記載されているが、千葉県はどのように取り組むのか。何年後に特定外来生物を駆逐するために、どのような施策を行うかが基本計画ではないか。また、ホタル、ニホンアカガエルの生息数は「計測3地点」の増加ではないか。「貴重な生物」の現状認識が出来ておらず、施策のそれぞれが、目標値（指標）に到達するための活動になっているのが疑問に思う。	アライグマの防除に関して、最終的な目標は、千葉県の防除実施計画にあるように、野外からの排除となりますが、年々増加する被害を防止するため、防除手段の一つである捕獲を実施していくものです。また、生息数の増加の指標につきましては、施策の方向性の一つでもある貴重な動植物の保護のための代表的な指標としたものであり、保護地区の担保性向上のための検討や活動団体の支援、モニタリング体制の整備などは別途、施策の方向性として設定しておりますので、記載については原案のままとします。	—
24	60	第4章 施策の展開 3. 取組みの柱・施策の方向性ごとの指標	取組みの柱1の施策の方向性である「地域の水辺とふれあう機会の創出」及び取組みの柱2の施策の方向性である「地域の自然とふれあう機会の創出」は、計画の推進体制の整備（取組み3）に移すべきと思われる。	取組みの柱3とも大きく関連してきますが、本計画では、地域の水辺とふれあう機会の創出については、水環境に関する取組みの柱1、地域の自然とふれあう機会の創出については、生物多様性に関する取組みの柱2にそれぞれ位置づけておりますので、記載については原案のままとします。	—
25	60	第4章 施策の展開 3. 取組みの柱・施策の方向性ごとの指標	凡例「※3」の表中該当箇所が、「※2」と記載されています。	ご意見を踏まえ、本文を修正します。	○
26	65	第4章 施策の展開 3. 取組みの柱・施策の方向性ごとの指標 取組みの柱1. 水環境の保全活用 （2）豊かな水辺（河川、海岸、遊水池など）の保全・創出 コラム	「坂月川ピオトープの囲み記事」の記載内容について、 ①「小倉市民の森」は現在「縄文小倉の森」ではないか。 ②「田んぼで穫れた稲の収穫祭」の記述は誤りではないか。	ご意見を踏まえ、本文を修正します。	○
27	72 ほか	第4章 施策の展開 3. 取組みの柱・施策の方向性ごとの指標 施策一覧	施策が羅列されているが、現在実施中の施策もあり、新たな観点で開始した施策と識別していただきたい。新たな方針のもとどこに力点を置いて行くのかがわかりにくいと思う。また、「再掲」が多く、施策ごとに、どの方針に該当するかが記述したほうがわかりやすいと思われる。	本計画では、水環境や生物多様性の保全等を達成するために、13の施策の方向性全てが重要であると考えており、施策の方向性を達成するための施策を施策一覧として分かりやすく集約しておりますので、記載については原案のままとします。	—
28	86～	第4章 施策の展開 取組みの柱2. 生物多様性の保全再生	生態系サービスの可視化とモニタリングについて、以下の取組みを行ってはどうか。 ・4つの生態系サービスレベルの可視化とモニタリングの仕組み 供給、調整、文化、基盤の4つのサービスレベルを可視化し、到達目標値とモニタリングの仕組みをつくる。	いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	—

千葉県水環境・生物多様性保全計画（案）に対する意見及び意見への考え方

No.	頁	項目名	意見の概要	意見に対する市の考え方（案）	計画案への反映 ○：反映する ー：反映しない
29	88	第4章 施策の展開 3. 取組みの柱・施策の方向性 ごとの指標 取組みの柱2. 生物多様性の 保全再生 (2) 豊かな緑（水源林、谷津田など）の保全創出	谷津田の保全について、土地所有者と市の二者による保全協定締結地を現在の約61haからの締結地を80haに拡大する目標を掲げているが、この協定は谷津田の保全に理解のある土地所有者と環境の保全に意欲と力のあるボランティア団体があって初めて成り立つ協定であり、施策だと思われる。所有者やボランティア団体の高齢化・ボランティア団体の人手不足といった状況が生じている。そして所有者が土地の協定を破棄し、処分したいと思った場合や相続が発生して所有者が変わり、協定を破棄したいと思った場合が生じてこの協定ではそれを阻止することは全くできないのが実情である。 たとえばその土地の所有者が他の人に譲渡したいと思った場合、市に相談、市が保全してもいいと言ってくれる所有者（環境保全に理解のある会社や個人）を探し、あるいは、その土地を市が買い取る、他に賃貸するなど、市が何らかの方策を講じることができれば、谷津田が保全される可能性はある。もっと実効性のある谷津田の保全方法を考えていただきたいと思う。	協定解除などによる谷津田の保全に関する課題については、認識しており、いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	—
30	97	第4章 施策の展開 3. 取組みの柱・施策の方向性 ごとの指標 取組みの柱2. 生物多様性の 保全再生 施策一覧 (2) 豊かな緑（水源林、谷津田など）の保全・創出	「自然共生サイト（仮称）」の記述があるが、当計画の冒頭P2～P5に紙面の多くを割きながら、それに対する千葉市の取り組みが極めて小さいように思われる。ネイチャーポジティブの解説だけでなく、千葉市の取り組みを記述すべきと考える。	本計画に掲載されている取組みは、ネイチャーポジティブの実現に寄与するものと考えております。ネイチャーポジティブの実現のため、「自然共生サイト」の取組みのほか、市民一人ひとりの理解を進め行動につなげていく取組み、川や海などの水質の保全、谷津田等の保全、活動団体の支援や生物の生息状況の評価など、幅広く取組みを進めてまいります。	—
31	101	第4章 施策の展開 3. 取組みの柱・施策の方向性 ごとの指標 取組みの柱2. 生物多様性の 保全再生 施策一覧 (3) 貴重な動植物の保護及び外来生物対策	「レッドリストについて見直しを進めます」は、いつまでに完了するのか。期限のない施策は全く意味を持たず、見直し時間に費やすタイムロスはそれだけ希少種の逸失機会を増やすことになる。	本市では、絶滅のおそれがある野生生物種を保護の重要性の観点等からランク付けしたレッドリストを作成しています。これ自体が法的規制等の強制力を持つものではありませんが、効果的な保護対策に活用できるよう、野生生物の分布や生息状況を広く一般に理解していただくために情報提供するものであり、いただいたご意見も踏まえ、現状把握や評価手法などを精査した上で進めていきたいと考えております。	—
32	106～	第4章 施策の展開 取組みの柱3. 計画の推進体制の整備	自然環境破壊や地球温暖化が危機的状況と叫ばれる際には、取り組みが緩い感がある。都市と自然が近接した政令都市の千葉市が、あらたな人と自然の共生をめざす（OECDの考えに基づいた）先進的な取り組みとして誇れる内容としていただきたい。 生物多様性に向けた環境保全活動は、これから活動を行う人材育成が必要と考える。	生物多様性の保全に向けた環境保全活動について、これからの活動を担っていく人材の確保・育成は重要な課題であると認識しており、いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	—
33	106～	第4章 施策の展開 取組みの柱3. 計画の推進体制の整備	将来担う人材を育てるために、以下の取組みを行ってはどうか。 ・小学校にピオトープの導入を増やす取組み 谷津田とかに行かずとも身近に生物多様性を学ぶ場を作り、学校教育の中で関心を高める取組みをおこなう。 また、ピオトープ導入するために、専門の技術者の育成もおこなう。 ・学校の教育に盛り込む（体験学習含めて） 知識習得した先生や、専門家を投入した学校教育の実施。	水環境や生物多様性の保全等のため、将来を担う人材を育てることは重要な課題であると認識しており、いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	—
34	106～	第4章 施策の展開 取組みの柱3. 計画の推進体制の整備	一般市民の関心を持たせるために、以下の取組みを行ってはどうか。 ・一般市民向けのセミナー（講習会）を企画し、受講を促す取り組み 対象者を選定して受講を義務づける仕組みにする。 ・千葉市の企業から、環境保全活動ボランティア者を受入れる取り組み 企業ボランティアを受入れる仕組みづくりを行う。 環境保全活動に積極的に取り組む企業を評価する仕組みも併せて整備する。	水環境や生物多様性の保全等のため、広く市民に関心を持ってもらうことや企業への働きかけも重要であると認識しており、いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	—
35	117 118	第5章 計画を進めていくために 1. 各主体の主な役割	本計画を推進するため、「市民」、「事業者」、「ボランティア」及び「市」のあらゆるステークホルダーと連携しつつ・・・と記載されているが、水環境や生物多様性という課題に対しては「市」などの行政が牽引することが重要であるので、役割記載の順番は市、ボランティア、事業者、市民が適切だと思う。	水環境や生物多様性に関する課題を解決し、計画を達成するためには、ご意見のとおり市が牽引することが重要であると考えておりますが、市のみならず、市民、事業者、ボランティアの各主体による積極的な行動も重要であることから、記載については原案のままとします。	—
36	118	第5章 計画を進めていくために 2. 進捗管理・見直し	“本計画の進捗管理は、市民、事業者、ボランティア、市等全ての主体のパートナーシップによって行います”は、“本計画の進捗管理は、市が主体となってボランティア、事業者、市民の協力を得ながら行います”としていただきたい。 次に、“①市民、事業者、ボランティア、市等全ての主体は、それぞれの責務や役割に応じた取組みを決定します（PLAN：計画）”は、“①市は、取組みを決定し、ボランティア、事業者、市民のそれぞれに応じた役割に協力していただきます”としていただきたい。	本計画の進捗管理については、全ての主体が、それぞれの責務や役割に応じた取組みを決定（PLAN：計画）、定めた取組みを自主的、積極的に実行（DO：実行）、本計画の目標の達成状況や取組みの点検・評価（CHECK：点検・評価）、取組み内容の見直し（ACT：見直し）のPDCAをパートナーシップにより行っていくこととしていることから、記載については原案のままとします。	—